

平成31年第2回霧島市農業委員会定例総会

日 時	平成31年2月28日（木） 午後1時40分
出席委員 （19名）	1番 今吉 耕己 2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 10番 中園 真一 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 槐島 睦夫
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 主 幹 池之上 徳幸 サブリーダー 富久 亮二 主 査 瀬戸口 浩一 主 査 有村 真一 主 査 福田 智和 主 査 有村 大 主 査 山下 良太 主任主事 長友 藍子
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 8 「立馬地区換地計画に対する同意」について

開会 午後1時37分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは平成31年第2回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程は、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の訂正等について報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は3番委員と4番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が3件提出されましたので審議を求めます。 それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を16番委員。
16番委員	1番を報告します。届出地は、市営国分球場の東に位置しており現況は畑である。利用変更目的は農業用施設72㎡を建築するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に牧園の2を11番委員。
11番委員	2番を報告します。届出地は、万膳小学校の北東に位置しており現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に隼人の3を8番委員。
8番委員	3番を報告します。届出地は、迫間公民館の北東に位置しており現況は畑である。利用変更目的は農業用施設を建設するものであり、工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上です。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転11件、利用権設定54件、農地中間管理権の設定24件の合計89件について、市長より意見を求められております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局より報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画（案）の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、所有権移転11件、筆数18筆、面積30,547㎡、利用権設定54件、筆数121筆、面積219,004㎡、中間管理権の設定24件、筆数43筆、面積61,966㎡につきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画（案）の意見決定について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転14件、賃借権1件、贈与4件の計19件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。 それでは調査委員の報告を求めます。国分の1を2番委員。
2番委員	1番を報告いたします。申請地は国分西小学校の東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は31,997㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の2から4を9番委員。
9番委員	2番から4番まで続けて報告させていただきます。2番です。申請地は、国分児童体育館の東に位置し、現況は田である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,035㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして、3番を報告いたします。申請地は、松木野口地区ふれあい広場の北に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,057㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして4番を報告いたします。申請地は、AZ 隼人店の南東に位置し、現況は田である。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,481㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の5と6を16番委員。
16番委員	5番と6番を続けて報告いたします。5番です。申請地は、牧内公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は28,470㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして6番を報告いたします。申請地は、青葉小学校の南に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,973㎡

	で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	国分の7を18番委員。
18番委員	7番を報告いたします。申請地は、敷根保育園の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,487㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の8を13番委員。
13番委員	8番を報告いたします。申請地は宮川内公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,904㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の9を14番委員。
14番委員	9番を報告いたします。申請地は、笹峯公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,610㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川の10を6番委員。
6番委員	10番を報告いたします。申請地は上小鹿野公民館の北に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,370㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の11を4番委員。
4番委員	11番を報告いたします。申請地は持松地区公民館の西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,321㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の12から15を11番委員。
11番委員	12番から15番を続けて報告いたします。まず12番です。申請地は宇都口公民館の東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕

	<p>作予定面積は12,692㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>13番を報告いたします。申請地は万膳小学校の北東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は44,569㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>14番と15番は受人が同一人ですので一括して報告いたします。申請地は万膳小学校の北東に位置し現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は14,506㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の16を5番委員。
5番委員	<p>16番を報告いたします。申請地は市営小浜団地の北に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,546㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の17から19を8番委員。
8番委員	<p>17番から19番は受人が一緒ですのでまとめて報告いたします。17番と18番の申請地は、小鹿野農村公園の北に位置し現況は不耕作地と畑である。19番の申請地は、小鹿野農村公園の北西に位置し現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,395㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外11件、用途区分変更1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1から4まで12番委員。
--------	---

1 2 番委員	<p>1 番を報告します。申請地は、止上公民館の東に位置しており、現況は田である。除外目的は駐車場として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして2番です。申請地は、国分北小学校の北に位置しており、現況は田である。除外目的は複合商業施設、駐車場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>3番を報告します。申請地は、国分北小学校の北東に位置しており、現況は田である。除外目的は運動場として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>4番を報告します。申請地は、こがのもりコミュニティ広場の南西に位置しており、現況は畑である。除外目的は貸資材置場として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の5を11番委員。
11番委員	<p>5番を報告します。申請地は、敷根公民館の北西に位置しており、現況は田である。除外目的は貸店舗2棟を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の6と牧園の7、8を10番委員。
10番委員	<p>6番を報告します。申請地は、今別府自治公民館の東に位置しており、現況は雑種地である。除外目的は貸資材置場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。なお平成28年10月頃造成してしまったという始末書が添付されております。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>次に7番を報告します。申請地は、中福良公民館の北東に位置しており、現況は田である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>次に8番を報告します。申請地は、中津川地区公民館の北西に位置しており、現況は畑である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に霧島の9と隼人の10、11を11番委員。
11番委員	<p>9番から11番まで続けて報告いたします。9番です。申請地は、入水自治公民館の南西に位置しており、現況は耕作放棄地である。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p>

	<p>10番を報告します。申請地は、小浜小学校の北に位置しており、現況は田である。除外目的は貸店舗を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>11番を報告します。申請地は、小田団地の西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は建売住宅1棟を建設するものである。除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に用途区分変更の牧園の1を10番委員。
10番委員	1番を報告します。申請地は大霧公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。申出地の北、南、東は原野、西は牧場である。用途区分変更目的は搾乳牛舎、糞尿処理施設、通路、法面にするものであり、また、隣接の農業用施設用地25,580㎡を一体利用するもので、全体計画面積は28,888㎡である。周囲に農地はなく、用水は湧水引込み、雨水排水は調整池を通しての水路放流、汚水は堆肥舎を設置する計画のため問題はないものと思われる。申請地は、農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外11件、用途区分変更1件の計12件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が3件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。申請地は国分中央町郵便局の北東に位置し、現況は畑である。転用目的は食堂と駐車場を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の2を16番委員。
16番委員	2番を報告いたします。申請地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は雑種地である。転用目的は社宅と駐車場を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて水路に流す計画のため特に問題はないと思われる。周囲に農地がなく、事業計画変更の必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

議長（会長）	次に隼人の3を8番委員。
8番委員	3番を報告いたします。申請地は湯田公民館の西に位置し、現況は畑である。転用目的は太陽光発電施設を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が10件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の1を11番委員。
11番委員	1番を報告します。申請地は溝辺小学校の北に位置し、現況はサーキット場である。なお、平成16年10月頃から造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的はサーキットコースを建設するものであるが既に実行済みである。また、隣接する雑種地・山林の32,473㎡を一体利用するもので、全体計画面積は48,690㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の2を10番委員。
10番委員	2番について報告します。申請地は大霧公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は残土置場として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。一時転用の期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までであり、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の3を9番委員。
9番委員	3番を報告します。申請地は国分中央町郵便局の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は食堂と駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接の5条申請地の453㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は847㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の4を16番委員。

16番委員	<p>4番を報告します。申請地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は雑種地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は社宅と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の5と6を13番委員。
13番委員	<p>5番を報告します。申請地は新香公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。全体計画面積は591㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に6番を報告します。申請地は前玉神社の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。全体計画面積は2,093㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の7を5番委員。
5番委員	<p>7番を報告します。申請地は隼人町松山公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の8を7番委員。
7番委員	<p>8番を報告します。申請地は川尻公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の9と10を8番委員。
8番委員	<p>9番を報告します。申請地は花山公民館の北に位置し、現況は車庫等である。なお、平成16年4月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は車庫、鶏小屋2棟、苗置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p> <p>次に10番を報告します。申請地は中福良駅の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、3月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が18件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を2番委員。
2番委員	1番を報告いたします。申請地は上木原公民館の北東に位置し、現況は空き家と荒地である。なお、平成8年頃、倉庫と空き家にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する山林の879㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は1,608㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の2から6を9番委員。
9番委員	2番から6番までを続けて報告します。まず2番です。申請地は国分中央町郵便局の北東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は食堂と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地4条申請地の394㎡を一体利用するもので全体計画面積は847㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3番を報告します。申請地は松木野口ふれあい広場の南に位置し、現況は宅地である。なお、平成31年2月頃宅地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4番を報告します。申請地は国分自衛隊の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 5番を報告します。申請地は国分自衛隊の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしているこ

	<p>とから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6番を報告します。申請地は国分インターチェンジの北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に国分の7を16番委員。
16番委員	<p>7番を報告します。申請地は新町生活改善センターの北に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲6区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に溝辺の8と9を1番委員。
1番委員	<p>8番を報告します。申請地は論地地区自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>9番を報告します。申請地は玉利地区自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に横川の10を6番委員。
6番委員	<p>10番を報告いたします。申請地は山之口公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接地の山林の2,419㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,899㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に横川の11を17番委員。
17番委員	<p>11番を報告いたします。申請地は安良小学校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に牧園の12を4番委員。
4番委員	<p>12番を報告します。申請地は高千穂小学校の北東に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと</p>

	思われる。以上です。
議長(会長)	次に隼人の13と14を5番委員。
5番委員	<p>13番を報告します。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>14番を報告します。申請地は隼人町新川防災センターの北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に隼人の15と16を7番委員。
7番委員	<p>15番を報告します。申請地は新七公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続いて16番を報告します。申請地は山野公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲6区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に隼人の17を8番委員。
8番委員	17番を報告いたします。申請地は日当山中学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に福山の18を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	18番を代読いたします。申請地は下牧之原コミュニティセンターの東に位置し、現況は造成地である。なお、昭和60年11月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
12番委員	はい。
議長(会長)	12番委員。
12番委員	18番の面積超過理由を教えてください。
議長(会長)	はい、18番の面積超過理由書について事務局お願いします。

事務局	はい、申請地の奥にお父さんの家が建っておりまして、今回手前の土地に娘さんが家を建てることから、申請地を通らなければ奥の家に行くことができません。娘さんの住宅の面積としては500㎡以下となりますが、奥の家への通路を確保する必要があり、その通路部分の面積が超過となります。親子間のため分筆はしないとのことです。
議長(会長)	12番委員、ただ今の説明でよろしいですか。
12番委員	はい、わかりました。
議長(会長)	ほかにご質疑はありませんか。それでは11番の権利設定が地上権となっていますので、この内容を皆さんに詳しく説明していただけますか。
事務局	11番の権利についてご説明いたします。地上権が設定されているということですが、そもそも地上権とはなんぞやということですが、まず、他人の土地において工作物または竹木を使用するため、その土地を使用する権利を地上権といいます。民法上では、地上権者は他人の土地において工作物又は竹木を使用するため、その土地を使用する権利を有するとされております。地上権の効力なのですけれども、地上権を取得した方のことを地上権者といい、土地の使用、譲渡、賃貸ができることとされております。土地の使用というのは、地上権者は借りた土地を使えると、建物を建てたり樹木を植えたりすることができることとなります。譲渡、賃貸につきましては、地上権者は取得した地上権を別の人に譲渡したり賃貸したりできる、このとき特に土地の所有者の承諾を得る必要はございません。譲渡できるのは、あくまでも地上権という権利であり、土地そのものを譲渡できるわけではないということでございます。農地法上の取扱になるのですが、当然、農地に地上権を設定する場合には、農業委員会の許可が必要になってきます。この地上権を設定する際に、農地として利用できる状況であれば、農地法第3条の許可が必要となりまして、農地として利用できなくなるのであれば、5条若しくは4条の許可が必要となります。今回、この11番についてですけども、渡人と受人が親子でございまして、親の土地を息子が借りて太陽光発電施設を設置するといった計画でございます。賃貸の期間の設定が20年となっております。以上です。
議長(会長)	はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては3月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。
議長(会長)	次に、議案第8号「立馬地区換地計画に対する同意」についてを議題といたします。当委員会に対し、曾於市長より土地改良法第96条の4において、準用する同法第52条第8項の規定により、同意書が提出されたので審議を求めます。それではまず、事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、それでは議案第8号立馬地区換地計画に対する同意の提案理由を説明いたします。今回の議案は、昨年11月の推進会において土改連の方より立馬地区換地計画について事前に説明を受けましたが、今回、曾於市大隅町と霧島市福山町の旧町境、立馬地区にて行われました団体営基盤整備促進事業において、本整備区域の換地計画が整い、曾於市長より土地改良法第96条の4において、準用する第52条第8項の規定により、本農業委員会へ換地計画への同意書が提出されております。今回の団体営基盤整備促進事業につきましては、11月の説明でもございましたとおり、本市の福山町と曾於市の大隅町の2市に分かれて基盤整備が行われておりますので、

	曾於市からはこちらへ同意が求められ、霧島市からも同じく曾於市の農業委員会に同意を求めています。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。
議長(会長)	事務局の説明が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長(会長)	2番委員。
2番委員	地権者は同意されているのですよね。
議長(会長)	事務局。
事務局	全ての同意が終わっております。今回権利者会も終わりましたし換地計画も整いましたので、認可の方向へ向かっていくのですけれども、その間で各農業委員会の同意があるということで、今回この換地計画に対する同意が提出されております。
議長(会長)	2番委員、よろしいですか。
番委員	はい。
議長(会長)	ほかにご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「立馬地区換地計画に対する同意」については、同意することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成であります。よって、本案件は同意することに決定いたしました。以上で、平成31年第2回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次にその他は何かありませんか。
12番委員	はい。
議長(会長)	12番委員。
12番委員	推進会でも出ましたが、今回の地上権や難しい法律用語など、定例総会が早く終わった場合、勉強会をお願いできないでしょうか。
議長(会長)	はい、大変貴重な意見だったと思います。これから定例総会が終わったあと、時間の関係もありますが、農地法や専門的な法律用語などの勉強会を事務局と進めていきたいと思いますがそれでいいですか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ほかにありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ないようですので、平成31年第2回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 3時15分

3番

4番

19番